

SAGA2024佐賀市実行委員会
宿泊衛生専門委員会
第6回弁当部会

SAGA
2024
国スポ・全障スポ
SAGA-CITY

日時：令和6年7月10日（水）午後2時～
会場：まるなかビル3階会議室

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会
第6回弁当部会 目次

◆ 報 告 事 項

第1号報告 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部
会委員の変更について …………… 1

◆ 審 議 事 項

第1号議案 SAGA2024国スポにおける佐賀市弁当調製施設の選定及
び指定について（案） …………… 2

◆ 協 議 事 項

○ SAGA2024国スポにおける弁当容器について …………… 3
○ SAGA2024国スポにおける弁当メニューについて …………… 4

◆ そ の 他

今後のスケジュールについて …………… 6

（参考資料）

資料1 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿 …… 8
資料2 SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項 …… 9
資料3 SAGA2024佐賀市実行委員会会則 …………… 10
資料4 SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程 …………… 14

SAGA2024佐賀市実行委員会
宿泊衛生専門委員会弁当部会委員の変更について

令和6年1月22日から令和6年7月10日までの間における委員の変更について、次のとおり報告します。

部会員（1名）

（順不同・敬称略）

所属団体	役職名	新任者	前任者
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当係長	小野 晴彦	杉本 翔太

SAGA2024国スポにおける佐賀市弁当調製施設の 選定及び指定について（案）

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設の指定事業所である一般社団法人スマイルアースが令和6年9月1日に事業を譲渡されることが決定した。

ただし、同施設の調製能力、衛生対策等について変更はなく、事業を継承したいとの申し出がありましたので、第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準を満たしていると判断し、指定の取り消しはせず、再選考はしないこととする。

なお、変更した弁当調製施設指定書は令和6年9月1日に交付する。

記

	営業者氏名 (法人の場合は名称)	営業所の名称	所在地
旧	一般社団法人 スマイルアース	ダムの駅富士 しゃくなげの里	佐賀市富士町大字畑瀬1番31
新	有限会社やさい直売 所マッちゃん	ダムの駅富士 しゃくなげの里	佐賀市富士町大字畑瀬1番31

SAGA 2024 国スポにおける弁当容器について

SAGA 2024 国スポにおいて SAGA 2024 佐賀市実行委員会が、提供する弁当の容器については、次のとおりとする。

種類	SAGA 2024 国スポ (本大会)	
	斡旋弁当	支給弁当
形状	正方形 80-80 サイズ	長方形 80-55 サイズ
規格	240 mm×240 mm×40 mm	242 mm×167 mm×40 mm

容器デザイン、中仕切り(プラスチック)は以下のとおり
斡旋弁当



支給弁当



SAGA2024国スポにおける弁当メニューについて

SAGA2024国スポにおいてSAGA2024佐賀市実行委員会で調達する弁当については、各弁当調製施設が5種類考案したものをメニューとし、幹旋弁当については選手のパフォーマンスやコンディションに配慮するため、SAGA2024佐賀市実行委員会ホームページで、弁当のおしながき及び栄養成分を掲載する。

○弁当調達数

鹿児島大会の実績を反映させたこと、また競技役員等の見直しにより約5,000食の減となった。

種類	見直し前	見直し後
幹旋弁当（選手・監督など）	16,190個	15,270個
支給弁当（競技役員・競技補助員など）	31,610個	27,370個
合計	47,800個	42,640個

○協賛食材

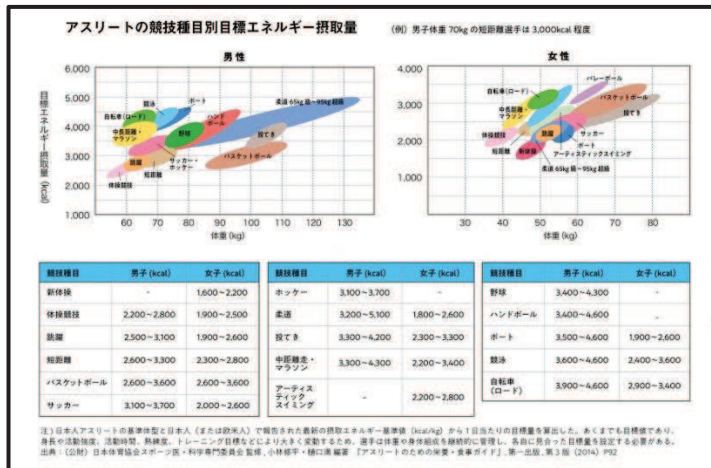
佐賀市物産協議会より次の協賛食材の提供を受ける。（すべて佐賀市産）

食材	量	対象会期
◎米	1,380kg	会期前1～本会期
◎アスパラガス	190kg	会期前1～会期前2
◎ナス	145kg	本会期

○弁当メニュー表・・・別紙参照

メニューについては、

- ・弁当調製施設8施設より5種類（5日分）のメニューを考案。
- ・食材は佐賀市産、佐賀県産を可能な限り利用。
- ・下記表の競技ごとのエネルギー摂取量を参考に調整。



競技者のための食事レシピ集より

○おしながきと栄養成分表示の掲載（斡旋弁当のみ）

斡旋弁当のおしながきについては、箸袋のQRコードを読み込むとSAGA 2024佐賀市実行委員会ホームページに掲載した弁当ページにより、本日のメニューの熱量(カロリー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を閲覧することができる。

【箸袋】



【ホームページイメージ】

ありた鶏の子キン南蛮弁当

切り干し大根 高野豆腐煮物 かんもの煮物 66.5kcal	煮の香卵揚げ 竹輪の磯辺揚げ 112.6kcal	ありた鶏 子キン南蛮 137.5kcal
トンカツ スパゲティ 118.3kcal	いなり寿司 162.9kcal	アスパラと ベーコンの ずり身天 麩の物 83.2kcal
ごはん(熊本産 しずく) 熊本お茶ふりかけ 121.6kcal	自家製漬物 だし巻き卵 ワインナー 78kcal	ごはん(熊本産 しずく) 自家製たくあん 106.9kcal

◆製造者

弁当・件出し [○○○○](#)

※遷移先
URL

◆栄養成分表示

熱量 991.5kcal
たんぱく質 41.5g
脂質 38.7g
炭水化物 111.6g
食塩相当量 4.6g

○○ ※遷移先 XXXX.EE8

メニュー名

品名+カロリー
各マスに品名+カロ
リーを表示

製造者

栄養成分表示

今後のスケジュールについて

日程	項目	内容	
令和4年度	2月28日	第2回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)	○弁当部会設置要項の決定
	5月11日～ 6月10日	弁当調製施設基礎調査	○市内の弁当調製施設に対し、参加意思の有無や調製能力等についての調査
	8月25日	第1回弁当部会	○弁当調達要項の審議 ○弁当調製施設選考基準の審議 ○弁当調製施設募集要項の審議
	9月27日	第3回宿泊衛生専門委員会 (書面開催)	○弁当調達要項の決定 ○弁当調製施設選考基準の決定 ○弁当調製施設募集要項の決定
	10月3日～ 12月2日	弁当調製施設公募	○弁当調製施設の募集(1回目)
	1月16日	第2回弁当部会	○弁当調製施設の選定について ○弁当調製施設募集(追加)要項について
	2月16日	第4回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定について ○弁当調製施設募集(追加)要項について
	2月27日～ 4月28日	弁当調製施設公募	○弁当調製施設の募集(2回目)
令和5年度	5月31日	食品衛生講習会、業務説明会	○食品衛生講習会の実施 ○弁当調達業務について(業者説明会)
	6月9日	第3回弁当部会	○弁当調製施設の選定について
	6月	第5回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定について
	7月	弁当調達業務説明会	○食品衛生講習会の実施 ○弁当調達業務について(業者説明会)
	7月～	各リハーサル大会	○各リハーサル大会における弁当調達業務
	7月～11月	弁当調製施設会議	○弁当メニュー・容器デザイン等の検討
	7月14日	第4回弁当部会 (書面開催)	○弁当調製施設の選定について
	1月22日	第5回弁当部会	○弁当料金・容器・メニュー等の検討
	1月25日	第6回宿泊衛生専門委員会	○弁当料金の決定
2月22日	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施(県主催)	
令和6年度	7月10日	第6回弁当部会	○メニュー、箱デザインなど
	7月19日	第7回宿泊衛生専門委員会	○メニュー、箱デザイン、ラベル決定
	8月19日	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施
	9月2日～	SAGA2024国スポ	○国スポにおける弁当調達業務

※今後の進捗において、変更がある場合もあります。

(参考資料)

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿

(順不同・敬称略)

所属団体名	役職	氏名	備考
SAGA2024佐賀市実行委員会事務局	事務局長	鶴 光久	部会長
(公社)佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	副支部長	川原 常宏	副部会長
(公社)佐賀県栄養士会佐賀中部支部	会員	雪正 美和子	
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当 係長	小野 晴彦	
佐賀市農林水産部農業振興課	地産地消推進係長	三瀬 孝幸	

合計 5名

【令和4年2月28日 実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会決定】

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会弁当部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

第2条 名称は、SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選考に関する事。
- (2) 弁当メニューに関する事。
- (3) その他弁当に関する事。

SAGA2024佐賀市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 佐賀市を代表する者
- (3) 佐賀市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会則（令和元年6月3日施行）第13条第3項の規定に基づき、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会

を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画に関する事 2 広報及び市民運動に関する事 3 観光及び接伴に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技に関する事 2 式典に関する事 3 施設に関する事 4 その他競技式典に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医事及び衛生に関する事 3 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事 2 消防及び警備に関する事 3 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事